

奈良県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成三十年五月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	休止した施設又は居宅サービスの種類	休止年月日
スマイル薬局天井店	大和郡山市天井町二二三 ー一	居宅療養管理指導 及び介護予防居宅 療養管理指導	平成三十年 四月三日